

豊橋市北部学校給食センター
長期包括委託事業

入札説明書

令和5年12月18日

令和6年2月7日修正

令和6年3月15日修正

豊橋市

目 次

第 1 趣旨.....	1
第 2 用語の定義.....	1
第 3 本事業の概要に関する事項.....	3
第 4 募集に関する事項.....	10
第 5 審査及び選定に関する事項.....	19
第 6 提案に関する条件.....	20
第 7 契約に関する事項.....	21
第 8 その他本事業の実施に関し必要な事項.....	23

第1 趣旨

この入札説明書は、豊橋市北部学校給食センター長期包括委託事業の実施に向けて、落札者を総合評価一般競争入札方式により選定するための手順及び方法等について、必要な事項を定めるものである。

第2 用語の定義

本入札説明書で使用する用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、「用語の定義」において定められた意味を有する。

【用語の定義】

用語	定義
1 市	豊橋市をいう。
2 本事業	「豊橋市北部学校給食センター長期包括委託事業」をいう。
3 現事業	現在、本件施設で実施されている豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業をいう。
4 本件施設	本事業で運営・維持管理を行う対象となる豊橋市北部学校給食センターの建築本体、建築設備、調理設備、付帯設備、植栽・外構等を含む全ての施設をいう。
5 入札説明書等	入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、契約書（案）をいう。
6 入札参加者	本事業の応募に参加する企業又は企業グループをいう。
7 構成企業	入札参加者、落札者又は事業者を構成する各企業をいう。
8 SPC	本事業を実施するために設立する特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。 なお、SPCの設立は任意とする。
9 構成員	SPCを設立する場合にSPCに対して出資し、SPCと直接、本事業に係る契約を行う者をいう。
10 協力企業	SPCを設立する場合にSPCに対して出資せず、SPCと直接、本事業に係る契約を行う者をいう。
11 運営企業	本事業の運営業務を行う企業をいう。
12 維持管理企業	本事業の維持管理業務を行う企業をいう。
13 その他企業	その他、必要に応じ、本事業に関連する業務を行う企業をいう。
14 代表企業	入札参加者の構成企業の中から代表となる企業をいう。
15 落札者	審査の結果、得点の合計が最も高い提案を行った入札参加者（1位）として、市と契約を締結する者をいう。 なお、SPCを設立する場合、落札者は市と基本協定を締

用語	定義
	結する。
16 事業者	市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。SPC を設立する場合は SPC、SPC を設立しない場合は落札者が契約者となる。
17 点検※1	建築物等の機能状態や減耗の程度などをあらかじめ定めた手順により調べることをいう。
18 保守※1	点検の結果に基づき初期の性能及び機能を維持する目的で建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業（分解整備含む。※2）を行うことをいう。
19 修繕※1	建築物・建築設備・調理設備等の機能・性能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる内容を除く。
20 評価委員会	豊橋市北部学校給食センター長期包括委託事業評価委員会をいう。

※1 保守や修繕に係る定義は、「建築物修繕措置判定手法（監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部、発行：一般財団法人建築保全センター）」及び「平成31年度版 建築物のライフサイクルコスト第2版（監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部、発行：一般財団法人建築保全センター）」を参考に整理。

※2 分解整備とは、設備機器等を分解し、設備機器等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え注油、塗装その他これらに類する軽微な作業を行うことをいう。なお、周期が1年を超え分解の有無に関係なく行われる点検及び消耗部品の取替えを含むものとする。

第3 本事業の概要に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

豊橋市北部学校給食センター長期包括委託事業

(2) 公共施設の管理者の名称

豊橋市長 浅井 由崇

(3) 事業目的

市では、現在4つの給食センターにより学校給食を提供している。そのうちの北部学校給食センターは平成22年よりPFI事業により運営を開始し、令和7年3月末に15年の事業期間が満了する。市は現事業の終了後においても、北部学校給食センターを引き続き活用していく方針である。

北部学校給食センターを引き続き利用するために、施設を適切に維持管理しつつ、安全で安心な学校給食を提供するための体制が求められる。

これまでPFI事業での実施において、市と民間事業者のパートナーシップのもと民間の経営能力及び技術能力により、安全で安心な学校給食を提供してきたことを踏まえて、引き続き官民のパートナーシップによる施設の運営及び維持管理を行っていくことを目指している。

(4) 事業概要

ア 施設概要

(ア) 本事業対象施設

本事業の対象施設の概要については、下記のとおりである。

表 施設概要

項目	内容
施設名	豊橋市北部学校給食センター
住所	愛知県豊橋市石巻本町枇杷 21-5
敷地面積	5,798.50 m ² ※1
建築面積	合計：2,413.65 m ² (付帯施設を含む) 調理棟：2,372.92 m ² 、除外施設機械室：14.60 m ² 、 ゴミ処理装置室：11.13 m ² 、井水受水槽ポンプ室：

項目	内容
	6.00 m ² 、市水受水槽ポンプ室：9.00 m ²
延床面積	合計：3,690.13 m ² (付帯施設を含む) 調理棟：3,690.13 m ² 、除外施設機械室：14.60 m ² 、 ゴミ処理装置室※2：11.14 m ² 、井水受水槽ポンプ 室：6.00 m ² 、市水受水槽ポンプ室：9.00 m ²
開設	昭和47年8月1日(平成22年4月1日建替)
提供食数	1日当たり最大10,000食(内、アレルギー対応食50食)
提供日数	年間195日程度
配送校	合計24校(小学校17校、中学校7校)(令和5年度現在)
施設形態	ドライ方式
献立方式	1献立 ※主食、牛乳、デザート等は、市が発注した業者より受配校へ直接納入

※1 隣接する石巻地区体育館駐車場南側の従業員用駐車場(1,600.88 m²)も、本事業の管理対象とする。別添資料1を参照。

※2 ゴミ処理装置室については、本事業にて撤去。

イ 事業方式

本事業は、事業者が本件施設の運営及び維持管理を行う長期包括委託方式とする。

ウ 事業期間

事業期間は、令和7年9月から令和17年8月末までとする。

エ 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 運營業務

- a 業務開始前の引継業務
- b 食数調整業務
- c 食材調達・検収補助業務
- d 調理等業務
- e 衛生管理業務
- f 給食配送・回送業務
- g 洗浄・残滓等処理業務
- h 学校配膳業務

- i 各種備品の保守管理等業務
- j 見学・試食会受け入れ業務
- k その他業務
- l 事業終了時の引継業務

なお、運営に関して市が実施する主な業務は、献立作成業務、食材調達業務、検収業務、給食費の徴収に関する業務及び食育指導とする。

(イ) 維持管理業務

- a 業務開始前の引継業務
- b 建築物保守管理業務
- c 建築設備保守管理業務
- d 外構等保守管理業務
- e 調理設備等保守管理業務
- f 清掃業務
- g 警備業務
- h 計画修繕業務
- i 経常修繕業務
- j 事業終了時の引継業務

オ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりである。詳しくは別添資料2に示すとおり。

(ア) 市が支払う委託料

上記エに示す各業務を行うことに対して、市は事業期間中に年4回の四半期ごとに事業者へ委託料を支払う。委託料は固定料金と変動料金で構成するものとする。なお、施設の運営における光熱水費は、要求水準書に示す使用量の上限の範囲に限り、市が負担する。

委託料は、物価変動があった場合には、契約に従って改定することがある。また、事業者の契約の履行状況により、市は事業者へ支払う委託料を減額又は停止することがある。

2 事業実施スケジュール

本事業の実施スケジュールは次のとおり予定している。

令和6年6月	基本協定の締結
令和6年8月	契約の締結
令和7年9月	本事業の運営・維持管理の開始
令和17年8月末	事業期間終了（運営・維持管理期間10年間）

3 法令等の遵守

本事業の実施にあたり、事業者は関連する関係法令、条例、規則、要綱等を遵守すること。なお、いずれも最新のものを守ること。

また、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて参考とすること。

主な法令、要綱、各種基準等は以下のとおりである。

(1) 法令

- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）
- イ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）
- ウ 学校給食法（昭和29年法律第160号）
- エ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- オ 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- カ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- キ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ク 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）
- ケ 消防法（昭和23年法律第186号）
- コ 下水道法（昭和33年法律第79号）
- サ 水道法（昭和32年法律第177号）
- シ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ス 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- セ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ソ 振動規制法（昭和51年法律第64号）

- タ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
 - チ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）
 - ツ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）
 - テ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
 - ト 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
 - ナ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
 - ニ 警備業法（昭和 47 年法律第 107 号）
 - ヌ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
 - ネ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
 - ノ その他関係法令（条例及び規則を含む。）
- (2) 愛知県・豊橋市条例等
- ア 愛知県環境基本条例（平成 7 年条例第 1 号）
 - イ 愛知県食品衛生条例（平成 12 年条例第 10 号）
 - ウ 豊橋市学校給食センター条例（昭和 44 年条例第 14 号）
 - エ 豊橋市環境基本条例（平成 8 年条例第 15 号）
 - オ 豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 5 年条例第 20 号）
 - カ 豊橋市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成 11 年規則第 35 号）
 - キ 豊橋市下水道条例（昭和 41 年条例第 41 号）
 - ク 豊橋市食品衛生条例（平成 12 年条例第 28 号）
 - ケ 豊橋市財産管理規則（昭和 39 年規則第 10 号）
 - コ 豊橋市公契約条例（平成 27 年条例第 43 号）
 - サ その他関係法令（条例及び規則を含む。）
- (3) 要綱・各種基準等
- ア 学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）

- イ 学校給食実施基準（平成 21 年文部科学省告示第 61 号）
- ウ 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日厚生省衛食第 85 号）
- エ 学校給食における食物アレルギー対応指針（文部科学省平成 27 年）
- オ 学校における食物アレルギー対応の手引（愛知県教育委員会平成 28 年）
- カ 食物アレルギー対応の手引（豊橋市教育委員会令和 5 年改訂）
- キ 学校給食調理場における手洗いマニュアル（文部科学省平成 20 年）
- ク 調理場における洗浄・消毒マニュアル Part I（文部科学省平成 21 年）
- ケ 調理場における洗浄・消毒マニュアル Part II（文部科学省平成 22 年）
- コ 調理場における衛生管理&調理技術マニュアル（文部科学省平成 23 年）
- サ 学校給食調理場従事者研修マニュアル（文部科学省平成 24 年）
- シ 学校給食事業における安全衛生管理要綱（労働省平成 6 年基発第 257 号）
- ス 学校給食の管理と指導（平成 27 年 3 月文部科学省告示第 60 号）
- セ 学校環境衛生基準（平成 21 年文部科学省告示第 60 号）
- ソ 建築工事安全施工技術指針（平成 7 年 5 月 25 日建設省営監第 13 号）
- タ 建設工事公衆災害防止対策要綱（平成 5 年 1 月 12 日建設省経健発第 1 号）
- チ 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- ツ 建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- テ 建築物の構造関係技術基準解説書 2020 年版（国土交通省国土技術政策総合研究所監修）
- ト 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修）
- ナ 建築設備設計基準（ 〃 ）
- ニ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官

庁営繕監修)

- ヌ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（ 〃 ）
- ネ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（ 〃 ）
- ノ 建築工事標準詳細図（ 〃 ）
- ハ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（ 〃 ）
- ヒ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（ 〃 ）
- フ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説（ 〃 ）
- ヘ 官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説（ 〃 ）
- ホ 建築保全業務共通仕様書（ 〃 ）
- マ その他関連する基準・指針等

第4 募集に関する事項

1 募集及び選定

募集及び選定に当たっては、総合評価一般競争入札方式により行う。

2 募集及び選定の手順

(1) 募集・選定スケジュール

募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

令和6年1月17日（水）	入札説明書等に関する質問（第1回）の受付
令和6年2月7日（水）	入札説明書等に関する質問（第1回）への回答
令和6年2月15日（木）	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付
令和6年2月26日（月）	参加資格審査結果通知
令和6年3月1日（金）	入札説明書等に関する質問（第2回）の受付
令和6年3月15日（金）	入札説明書等に関する質問（第2回）への回答
令和6年5月9日（木）	入札書類及び提案書類の受付
令和6年6月下旬	提案に関するヒアリングの実施
令和6年7月上旬	落札者の決定
令和6年7月中旬	基本協定の締結
令和6年8月下旬	契約の締結

(2) 応募手続

ア 入札説明書等に関する質問（第1回）の受付

入札説明書等に関する質問（第1回）を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

1月17日（水）午後5時まで

(イ) 提出方法

質問内容を簡潔にまとめ、入札説明書等に関する質問書（様式1-1）に記入し、担当課にE-mailで提出する。なお、質問書の提出後に担当課に電話し、メール着信の確認を行うこと。

イ 入札説明書等に関する質問（第1回）への回答

質問に対する回答は、令和6年2月7日（水）までに市ホームページ

ジで公表する。

ウ 参加表明書、参加資格申請書類の受付

入札参加者からの参加表明及び参加資格確認に必要な書類を受け付ける。

受付期間	令和6年2月8日（木）午前9時～2月15日（木）午後5時
提出方法	直接持参又は簡易書留郵便もしくは配達証明郵便(以下「郵送」という。)により提出すること。 ※郵送の場合は期限までに必着のこと。封筒に「豊橋市北部学校給食センター長期包括委託事業入札関係書類在中」と朱書きのこと。 ※郵送の場合は、市が受領していることを電話にて確認すること。
受付場所	豊橋市教育委員会教育部保健給食課 (〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地)
提出書類	参加表明書(様式2-1) 参加資格確認申請書及び添付書類(様式2-2～2-9) 必要な添付書類を含めて正1部・副1部を作成・提出すること。 提出にあたっては簡易ファイルに綴じて提出すること。
留意事項	提出された参加表明書及び参加資格確認申請書は返却しない。 提出された参加表明書及び参加資格確認申請書の変更、差替えもしくは再提出は原則として認めない。 参加表明書及び参加資格確認申請書類の作成及び提出に要する費用は全て入札参加者の負担とする。

エ 参加資格審査結果の通知

市は、参加資格確認申請書をもとに参加資格を確認し、その結果を令和6年2月26日(月)までに代表企業に通知する。

なお、参加資格がないとされた者は、令和6年3月11日(月)までにその理由について任意の書面で説明を求めることができる。

オ 入札説明書等に関する質問（第2回）の受付

入札説明書等に関する質問（第2回）を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

令和6年2月27日（火）午前9時から3月1日（金）午後5時まで

(イ) 提出方法

質問内容を簡潔にまとめ、入札説明書等に関する質問書（様式1-2）に記入し、担当課にE-mailで提出する。なお、質問書の提出後に担当課に電話し、メール着信の確認を行うこと。

カ 入札説明書等に関する質問（第2回）への回答

質問に対する回答は、令和6年3月15日（金）までに市ホームページで公表する。

キ 入札の辞退

参加表明書類の提出以後、入札を辞退する場合は、様式3を令和6年5月9日（木）17時までに、豊橋市教育委員会教育部保健給食課に持参、又は郵送（提案書類提出日の前日までに到着するものに限る。）により提出すること。なお、入札を辞退した場合において、今後、市の行う業務において不利益な取扱いはされない。

また、参加資格があると通知された者が、提案書類を期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

ク 入札書類及び提案書類の提出

入札参加者は、次のとおり提案書類を提出すること。

受付期間	令和6年5月9日（木）午前9時～午後5時
提出方法	直接持参により提出すること。
受付場所	豊橋市教育委員会教育部保健給食課 (〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地)
提出書類	①入札書類・・・1部 ・入札書類提出書（様式4-1） ・要求水準書に関する確認書（様式4-2） ・入札書（様式4-3） ・入札価格内訳書（様式4-4） ②提案書類 提案書（様式5-1から8）は、次の内容とし、各々 正1部、副15部提出

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運營業務に関する提案書 ・ 維持管理業務に関する提案書 ・ 事業計画全般に関する提案書 <p>・ 上記のデータを収納したCD-RまたはDVD-R(正1部) ※提案書については、A4版の簡易ファイル綴じとする。 ※企業名対応表(様式9)は提案書類の正本のみに添付すること。</p>
留意事項	<p>提出するデータは次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書(Word形式):Word形式又はPDF形式 ・ 提案書(Excel形式):Excel形式(計算式は残すこと) <p>提出された提案書類は返却しない。 提出された提案書類の変更、差替えもしくは再提出は原則として認めない。 提案書類の作成及び提出に要する費用は全て入札参加者の負担とする。</p>

ケ 担当課連絡先

〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1

豊橋市役所 教育委員会 教育部 保健給食課

電話 0532-51-2821

3 参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

本事業の入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、次に掲げる企業を含む単体企業もしくは企業グループとする。ただし、厨房機器関連企業は入札参加者となることはできない。

(ア) 運営企業

(イ) 維持管理企業

(ウ) その他企業 … 必要に応じ、その他企業として本事業に関連する業務を行う企業参加を認めるものとする。

イ 入札参加者は、参加表明時に各企業の役割を明らかにすること。SPCを設立する場合、構成員のみ又は構成員及び協力企業により構成されるものとし、参加表明書の提出時に構成員及び協力企業の企業名を明らか

にするものとする。

ウ 入札参加者は代表として応募手続き等を行う代表企業を1者定めること。SPCを設立する場合、代表企業は構成員とする。

エ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、代表企業以外の構成企業の変更について、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。市が妥当と判断した場合は、入札参加資格の確認を受けた上で提案書類の提出期限までに構成企業の変更及び追加を認める予定である。提案書類の提出以降、契約締結までの期間における、代表企業以外の構成企業の変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合において認める。

オ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者として入札に参加することはできない。また、入札参加者の構成企業のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の入札参加者の構成企業となることはできない。

※「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

(2) 入札参加者に必要な資格

参加表明書提出期間の最終日において、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

ア 入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

(ア) 本事業を円滑に遂行できるための安定的かつ健全な財務能力として以下の状態でないこと。

- ・当期経常損益が2期連続赤字かつ、自己資本金額が2期連続債務超過の状態

(イ) 令和4・5年度及び令和6・7年度の物品の製造等に係る豊橋市競争入札参加資格者名簿に登録している者であること。ただし、令和6・7年度名簿の要件の基準日は入札書の提出期限とする。

イ 運営企業は、アの要件に加えて次の全ての要件を満たしていること。
なお、複数の企業で運営業務を実施する場合、全ての企業が(ア)の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

(ア) HACCP対応に対する相当の知識を有していること。

※「相当の知識を有している」とは、HACCP対応施設（HACCPの認証を取得した施設をいう。）で運営計画等を作成し運営した実績、ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの民間調理施設で運営計画を作成し運営した実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HACCPに関する審査員資格等を有する者をいう。

(イ) ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの大量調理施設（「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第65号別添）が対象とする施設を指す。以下同じ。）の調理業務を行った実績を有していること。

ウ 維持管理企業は、アの要件に加えて次の要件を満たしていること。

(ア) ドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの大量調理施設の維持管理業務を包括的に受託した実績を有していること。

(3) 本入札の公告の日から落札者決定までの間において、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 豊橋市から指名停止措置に付されている者でないこと。

ウ 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長、愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けている者でないこと。

エ 手形交換所による取引停止処分に付されている者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

カ 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、またこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者でないこと。なお、本事業のアドバイザー業務及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者は以下のとおりである。

(ア) パシフィックコンサルタンツ株式会社

(イ) 日比谷パーク法律事務所

キ 本事業にかかる評価委員会の委員及び委員と資本面若しくは人事面において関係のある者でないこと。

(4) 参加資格要件の確認基準日及び失格要件

参加資格要件確認基準日は、参加表明書の提出期間の最終日とする。ただし、3(2)ア(イ)中「令和6・7年度の物品の製造等に係る豊橋市競争入札参加資格者名簿に登録している者であること。」については、入札書の提出期限とする。

参加資格要件の確認後、落札者決定までの期間に、入札参加者が上記(1)～(2)の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合、若しくは(3)の制限に該当するような事態が生じた場合、当該入札参加者は失格とする。ただし、入札参加者のうち代表企業以外の構成企業が要件等を欠くような事態が生じた場合については、市と協議を行う。

落札者の決定以降、契約の締結までの期間に、落札者の構成企業が上記(1)～(2)の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合、若しくは(3)の制限に該当するような事態が生じた場合には、契約を締結しない場合もある。

4 入札に関する留意事項

(1) 入札説明書の承諾

入札参加者は、入札書及び提案書類の提出をもって、入札説明書等及び追加で公表された資料等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札参加に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金の納付は免除する。

(4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、落札者の提案書類は、特に市が必要と認める時には、事前に協議の上、提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、本事業に関して提出された書類は返却しない。

(6) 特許権等

入札参加者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果、生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(7) 情報公開

提出書類については、豊橋市情報公開条例(平成8年豊橋市条例第2号)に基づく情報公開請求の対象となり、情報公開請求があれば当該条例に基づいて公開・非公開が判断される。

(8) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由の如何にかかわらず返却しない。

(9) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(10) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った入札参加者を落札者とした場合は、落札の決定を取り消すものとする。

- ア 入札者の記名のない入札又は記入した事項の判読できない入札
- イ 金額を訂正した入札
- ウ 入札書に記載すべき事項の記入のない入札
- エ 「入札書及び提案書類の受付」に記載の「受付期間」「受付場所」に到着しなかった入札
- オ 2通以上の入札書を提出した者がした入札
- カ 本事業に関する入札の参加資格がない者の行った入札
- キ 参加資格を有する者との確認を受けた入札参加者の代表企業以外の者が行った入札
- ク 虚偽の記載をした入札
- ケ 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- コ その他入札の条件に違反した入札

(11) その他

入札参加者は、一つの提案しか行うことはできない。

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

第5 審査及び選定に関する事項

1 評価委員会の設置

市は、提案書類の審査を行うため、学識経験者を含む委員で構成される評価委員会を設置する。

なお、入札参加者が、落札者決定前までに、評価委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として接触等の働きかけを行った場合、当該入札参加者は失格とする。

2 審査方法

市は、総合評価一般競争入札方式により落札者を選定する。審査方法の詳細については、落札者決定基準に示す。

3 審査の手順及び方法

(1) 参加資格審査

市は、入札参加者の提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認する。参加資格審査結果については、入札参加者の代表企業に通知する。

(2) 提案書類審査

評価委員会は、入札説明書等の公表時に公表する「落札者決定基準」に従って、提案書類の審査を行い、最優秀提案を選定する。

(3) 審査事項

審査事項は、「落札者決定基準」に示す。

(4) 審査結果

市は、評価委員会での審査結果を踏まえて落札者の決定を行い、その結果を市ホームページで公表する。

なお、市は、事業者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に入札参加者がいない、又は、いずれの入札参加者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を長期包括委託として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、この旨を速やかに市のホームページにて公表する

第6 提案に関する条件

1 業務に関する提案の条件

各業務に関する提案については、主に「要求水準書」及び「様式集」に従い、提案書類を作成すること。

2 事業計画に関する提案の条件

事業計画については、主に「入札説明書」及び「様式集」に従い、提案書類を作成すること。

(1) 委託料

市は、事業者から提供されたサービスの対価として委託料を支払う。

支払方法の詳細については、別添資料2に示す。

(2) 物価変動等による委託料の改定

委託料の改定の詳細については、別添資料2に示す。

(3) 3センター体制移行に伴う委託料の改定

3センター体制移行に伴う委託料の改定方法については、別添資料3に示す。

(4) 委託料の減額等

市は、事業者の業務実施について、モニタリングを行い、入札説明書等で定められた要求水準が満たされていない場合は、委託料の減額等を行うことができる。モニタリングの考え方・手法等の詳細については、別添資料4に示す。

第7 契約に関する事項

1 基本協定の締結

落札者がSPCを設立する場合は、決定後速やかに基本協定を市と締結する。なお、SPCを設立しない場合は、基本協定は締結しない。

2 契約の締結

落札者は市と本事業に関する契約を速やかに締結する。なお、落札者がSPCを設立する場合にはSPCを設立した上で、SPCが市と契約を締結する。

3 SPCの設立【SPCを設立する場合】

本事業を実施するにあたり、SPCの設立は任意とする。SPCを設立する場合は、次の要件を満たすこと。

- (1) 会社法に定める株式会社としてSPCを基本協定書に基づき設立し、登記簿謄本上の本社所在地を豊橋市内とするものとする。
- (2) 落札者の全ての構成員はSPCへ出資すること。構成員以外の出資は認めない。
- (3) 落札者の代表企業は、SPCに出資する全ての企業の中で最大出資比率とすること。
- (4) SPCに出資する全ての企業は、本事業の契約が終了するまでSPCの株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできない。

4 保険

事業者は本事業に関連する保険に加入すること。詳細については、別添資料5に示す。

5 リスク管理方針

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉かつ良好なサービスの提供を目指すものであるため、施設の運営及び維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスク分担

市と事業者のリスク分担（案）については、契約書（案）に示すとおり。なお、入札参加者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

6 契約保証金

- (1) 事業者は、市があらかじめ契約保証金の納付等の必要がないと認めた場合を除き、各事業年度に関し、当該事業年度の開始までに（ただし、最初の事業年度については契約の締結と同時に）、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、ウの場合においては、甲を被保険者とする履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となると市が認める有価証券等の提出

ウ 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- (2) 上記(1)の保証に係る契約保証金の額は、契約書鑑に記載する「契約金額」を運営期間の年度数（10）で除した金額の100分の10に相当する額以上としなければならない

第 8 その他本事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案について、令和 5 年12月市議会に付議し、議決を得ている。

2 入札説明書等に関する問い合わせ先

本事業の担当部署は、次のとおりである。

〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町 1

豊橋市役所 教育委員会 教育部 保健給食課

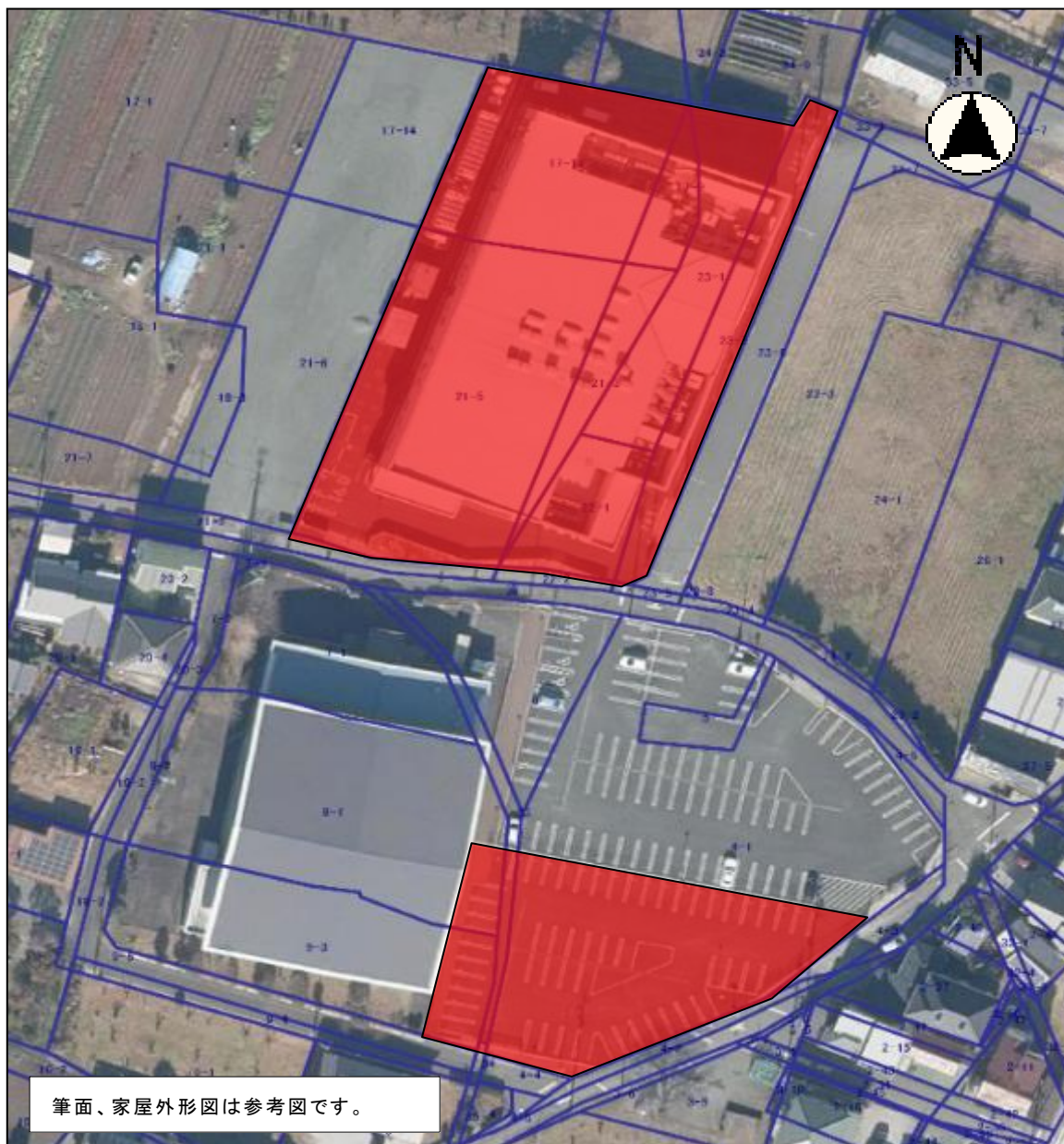
電話 0532-51-2821

E-mail hokenkyushoku@city.toyohashi.lg.jp

3 市ホームページ

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/3223.htm>

別添資料 1 事業用地参考図



別添資料 2 委託料の算定・支払方法及び改定方法

1 委託料の構成

本事業の委託料は以下の料金から構成される金額とする。市は、以下の料金に、消費税及び地方消費税を加算して支払う。

費用項目	対象業務
委託料 A (運営・維持管理費 (固定料金))	<p>下記業務に係る費用のうち、提供給食数に応じて変動しない費用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営業務 ・維持管理業務 (修繕業務に係る費用を除く) <p>(想定される費用 (参考))</p> <p>給食配送・回送、学校配膳等の提供給食数に関係なく必要な人件費、車両の調達費、施設・設備等の保守管理費、清掃費用、警備費用、SPCの運営経費等</p>
委託料 B (運営・維持管理費 (変動料金))	<p>下記業務に係る費用のうち、提供給食数に応じて変動する費用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営業務 ・維持管理業務 (修繕業務に係る費用を除く) <p>(想定される費用 (参考))</p> <p>調理等に係る人件費のうち提供給食数に変動する費用、残菜処理費等</p>
委託料 C (運営・維持管理業務の準備にかかる費用)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務開始前の引継業務にかかる費用
委託料 D (修繕費 (固定料金))	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕業務に係る費用

※ 運営業務及び維持管理業務にかかる光熱水費については、3 委託料の支払方法 カ の規定による。

2 委託料の算定方法等

(1) 委託料の算定方法

委託料の算定方法については以下のとおりとする。

費用項目	算定方法
委託料 A (運営・維持管理費 (固定料金))	<ul style="list-style-type: none"> ・対象業務に係る運営期間 10 年間に必要な費用を算定すること。 ・各年度、一律の金額となるように算定すること。ただし、令和 7 年度は他の年度の 12 分の 7、令和 17 年度は他の年度の 12 分の 5 とすること。

委託料B（運営・維持管理費（変動料金））	<ul style="list-style-type: none"> ・変動料金は、各期における合計の提供給食数に対し、入札参加者が提案する1食単価を乗じた額とする。なお、変動費を0円とすることは認めず、適切な金額を設定すること。 ・提案にあたっては、入札参加者は1食当たりの単価を提案し、提案価格は下表「提供給食数の予測」食数合計に掛け合わせた10年分の費用を見込むこと。
委託料C（準備費用）	<ul style="list-style-type: none"> ・運營業務及び維持管理業務の業務開始前の引継業務にかかる費用を算定すること。
委託料D（修繕費（固定料金））	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間10年間に必要な修繕費を各年度の修繕計画に合わせて提案すること。（支払は提案された各年度の金額を支払う。）そのため提案時は極力各年度の修繕費用が平準化される修繕計画とすること。 ・提案価格は10年間分の合計費用を見込むこと。

表 提供給食数の予測

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
食数合計	9,100	8,900	8,600	8,300	8,000
令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
8,100	7,800	7,600	7,400	7,300	7,200

※市の現在の提供給食数を基に1日当たりの食数を見込んだものである。提案時は本食数を踏まえて変動費を提案すること。

（2）提供給食数

ア 最大提供食数

本施設における最大提供食数は、概ね9,300食とする。なお、最大提供食数は提供食数を保証するものではない。

イ 提供給食数の決定方法

市は、事業者に対し、児童・生徒の転出入、教職員用給食、見学者用給食及び学校行事等の開催等の変動要因を踏まえ、給食を提供する日の属する月の前月25日までに提供日に提供を予定する給食数（以下「予定給食数」という。）を通知する。

予定給食数の通知後において、予定給食数の変動がある場合には、市は、事業者に対し提供日の2稼働日前（※）の午前11時（ただし、突発的な変更については、「要求水準書第2.4食数調整業務」に規定するとおり）

までに、市から事業者に当該提供日の実施する給食数（以下「実施給食数」という。）を通知する。

変更給食数が－200食を下回る場合、予定給食数から200食を減じた食数により、変動料金を算定する。ただし、事業者の責に帰すべき事由により、実際に提供された食数が「実施給食数」を下回った場合は、実際に提供された給食数により、変動料金を算定する。

また給食実施回数が大きく変動した場合には、委託料の変更に関する協議を行う。

参考として、給食実施回数は195日程度を想定している。（なお、令和7年9月から令和8年3月は127日、令和17年4月から7月は68日を想定している。）

（※）稼働日とは、給食を提供する日をいう。

ウ 疫病等による提供給食数変更時の対応

疫病等により市内全校を対象とする給食提供停止の事態が発生した場合には、イの規定に限らず、事業者が支出を免れた費用について市からの支払いから控除するものとし、委託料の支払金額及び支払い方法について市と事業者で協議を行い決定する。

エ 事業者職員用給食

本事業の対象外であるが、事業者の職員用の給食については、最大200食を市に要請できる。市は、要請食数に応じて給食費を徴収する。

3 委託料の支払方法

ア 事業者は、各四半期の業務完了後、業務報告書を速やかに市に提供する。

イ 市は、業務報告書受理後10日以内に履行を確認し、その結果を事業者に通知する。

ウ 事業者は、履行確認通知後、市に請求書を送付する。

エ 市は、事業者からの請求書を受理した日から30日以内に支払う。

オ 令和7年度第3四半期分（9月1日～12月末日）を初回、第4四半期（1月1日～3月末日）を第2回として、以後年4回、令和17年第2四半期分（7月1日～8月末日）までの40回の支払とする。

オ 支払の対象は以下のとおり

費目	支払対象
委託料 A （固定料金）	各期の支払いにおいて、入札参加者が提案する一定の額（各期一律とする）を支払う。
委託料 B （変動料金）	各期における合計の供給食数（2（2）供給食数を参照のこと）に対し、入札参加者が提案する1食単価を乗じた額を支払う。
委託料 C （準備費用）	運營業務及び維持管理業務の業務開始前の引継業務にかかる費用を初回の委託料の支払時にまとめて支払う。
委託料 D （修繕費）	入札参加者が提案した各年度の修繕費を各支払期（四半期）の金額に換算（各年度の提案修繕費を4分の1）して支払う。 <u>なお、要求水準書の規定により毎年度行う「長期修繕計画書」の更新のため、翌年度の修繕費に変更がある場合は、7月末までに当該変更について市へ申し出ること。また、当該年度の修繕費を変更する場合であっても、事業者が負担することとなっている修繕費の10年間の合計金額（「4委託料の改定」による改定分を除く）は変えないこととし、残りの年度の修繕費で調整する。</u>

表 委託料の支払い時期

項目	支払対象期間	支払日
第1四半期	4月1日～6月30日	請求書受理後30日以内
第2四半期	7月1日～9月30日	
第3四半期	10月1日～12月31日	
第4四半期	1月1日～3月31日	

カ 光熱水費は市が別途契約し、市の負担とするが、年間使用量について要求水準書に示す規定の使用量を上限として、上限値を超過した場合には、超過分を事業者が負担する。その際に、各年度ごとに使用量の確認を行い、超過があった場合には、市がその契約内容に基づき当該超過分の金額を通知するので、翌年度の4月末までに納付すること。

なお、光熱水の使用量の上限を超過したことについて合理的な理由がある場合において、市は協議に応じるものとする。

4 委託料の改定方法

(1) 物価変動による改定

令和 t 年度の委託料は、前回改定時の指標と令和 (t-1) 年度の指標とを比較して1.5%以上の変動があった場合、前回改定後の委託料に、前回改定時の指標と令和 (t-1) 年度の指標に基づいて設定した改定率(小数点以下第四位未満は切り捨てる。)を乗じて改定する。ただし、委託料Cに関しては改定を行わないものとする。

改定は以下の算式に基づくものとする。

$| (P_t / P_o) - 1 | \geq 0.015$ の場合、

(改定後のt年度の委託料)

= (前回改定後の委託料) × (Pt/Po)

※初回においては、前回改定後の委託料は契約時の委託料とする。

※初回において、Ptとは (t-1) 年度の物価指数の年度平均値、Poとは令和5年度平均の物価指数とする。2回目以降はPtとは (t-1) 年度の物価指数の年度平均値、Poとは前回改定時年度の物価指数の年度平均値とする。なお、「愛知県最低賃金(愛知労働局)」については、当該年度の改定後の最低賃金時間額とする。

※上記「 $| (P_t / P_o) - 1 | \geq 0.015$ 」中の (Pt/Po) の値については、小数点第4位以下は切り捨てるものとする。

※指数の年度平均値の計算が必要な場合には、その計算の結果の小数点第2位以下は切り捨てるものとする。

※Ptにおける (t-1) 年度の物価指数の年度平均値とは、(t-2) 年10月から (t-1) 年9月までの物価指数の平均値とする。ただし、「愛知県最低賃金(愛知労働局)」については、(t-1) 年度の改定後の最低賃金時間額とする。

対象費目	物価変動対象
委託料 A (固定費)	提案時の委託料の1年間分の費用。 ※計算後の小数点以下は切り捨てるものとする。
委託料 B (変動費)	提案時の提供給食1食あたりの単価。 ※計算後小数点第2位以下の端数は、切り捨てるものとする。 ※支払い時は、提供給食数×単価となるが、その際には計算後の小数点以下は切り捨てるものとする。
委託料 D (修繕費)	提案時の各年度の修繕費。 ※なお、改定時には残りの事業期間における修繕費分の算定も行うこと。 ※計算後の小数点以下は切り捨てるものとする。

改定における指標は以下のとおりとする。

表 物価変動による見直し時の委託料の改定方法

費用項目	改定費目	物価指標	改定方法
委託料	① 委託料 A (人件費除く)	企業向けサービス価格指数「総平均」 (日本銀行調査統計局)	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度 12 月 10 日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の委託料 A (人件費除く固定料金) を確定する。なおこれとは別に、事業者は、9 月末までに 7 月までの確定値と 8 月の速報値を基に、上記の資料を市へ通知する。
	② 委託料 B (人件費除く)		<ul style="list-style-type: none"> 毎年度 12 月 10 日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の変動費に係る 1 食当たりの単価 (人件費除く) を確定する。なおこれとは別に、事業者は、9 月末までに 7 月までの確定値と 8 月の速報値を基に、上記の資料を市へ通知する。 委託料 B としては、変動費単価 (人件費除く) に当該年度の各期における合計の提供給食数を乗じた額を支払う。
	③ 委託料 A 及び B (人件費のうち社)	企業向けサービス価格指数「労働者派遣サービス」	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度 12 月 10 日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の委

	員人件費)	(日本銀行調査統計局)	託料Aの人件費(社員)及び委託料Bの人件費(社員)の単価を確定する。なおこれとは別に、事業者は、9月末までに7月までの確定値と8月の速報値を基に、上記の資料を市へ通知する。
④	委託料A及びB(人件費のうちパート人件費)	愛知県最低賃金(愛知労働局)	・毎年度9月末日までに(愛知県の最低賃金の改定額の公表が9月20日を過ぎた場合は、公表後10日以内に)、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の委託料Aの人件費(パート)及び委託料Bの人件費(パート)の単価を確定する。
⑤	委託料C(運営準備に係る費用)		・改定は行わない。
⑥	委託料D(修繕費)	建設物価 建築費指数 工場(S造)「工事原価」一般財団法人建設物価調査会	・毎年度10月20日までに、指標値の評価を添付した改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料を市に通知し、確認を受け、翌年度の修繕費を確定する。なおこれとは別に、事業者は、9月末までに8月までの指標値を基に、上記の資料を市へ通知する。

※指標は、入札参加者の提案を踏まえて、合理的な範囲において市との協議により変更することも可能である。

※用いている指標がなくなる、内容が見直されて本事業の実態に合わなくなるなどが生じた場合は、その後の対応方法について市と事業者との間で協議して定めるものとする。

※人件費(パート)について個別に見合った見直しを行うため、提案された人数を維持すること。提案時の配置人数が維持されていない場合は、最低賃金による改定ではなく、企業向けサービス価格指数「労働者派遣サービス」で統一する。

(2) 消費税及び地方消費税の変動による改定

消費税率及び地方消費税率の税率変更があった場合には、委託料について、その変更内容に合わせて改定する。

別添資料 3 3センター体制移行に伴う費用負担の考え方

3センター体制移行に伴い、事業開始時に比してクラス数や学校数が増えたことに伴う費用の増加については、下表のとおりとする。

なお、3センター体制移行に伴い、事業開始時に比して食数が増えたことに伴う費用の増加については、要求水準書に記載する対象校及び児童生徒及び教職員数（予測）を基本として変動費で対応することとする。

表 3センター体制移行に伴う費用負担の考え方

対象	費用負担の考え方
給食配送・回収業務	要求水準書に示す3センター体制移行後の受配校と異なる受配校になった場合に限り、新たに発生した配送車両の調達・改修や当該車両の維持管理等に必要な経費、及び当該車両の配送従事者にかかる人件費については、市と事業者の協議の上、市が費用負担する。
学校配膳業務	3センター体制へ移行したことに伴い学校数が増えた場合には、要求水準書に定める規定に基づき算出した人員のうち事業開始当初に比して増えた人数分の人件費について、市と事業者が協議の上、市が費用負担する。 併せて、増えた学校における学校配膳業務の実施に必要な消耗品等の人件費以外の費用についても、市と事業者が協議の上、市が費用負担する。
食缶・食器カゴ・お玉などのクラス数に応じて調達する必要がある物	事業開始当初に比して、3センター体制移行後のクラス数が増えた場合は、その増加分について、市と事業者が協議の上、市が費用負担する。
コンテナなどの学校数に応じて調達する必要がある物	事業開始当初に比して、3センター体制移行後の受配校の数が増えた場合は、増加分について、市と事業者が協議の上、市が費用負担する。
上記以外	3センター体制移行に伴い事業開始当初に比して学校数やクラス数が増えた場合は、このことに伴う新たな各種備品の調達については、市と事業者が協議の上、市が費用負担する。 また、上記のいずれにも該当しない項目で、委託料Aに含まれる費用のうち、学校数やクラス数の増加により増えたと市が認めた費用については、市と事業者が協議の上、市が費用する。

別添資料4 委託料の減額及び支払停止の方法

1 モニタリングと委託料の減額等の基本的考え方

(1) 基本的考え方

事業者から市に提供されるサービスが、契約書及び関係図書において規定された各業務の要求水準(以下「所定水準」という。)を常に達成していることを確認(測定及び評価)するため、モニタリングを実施する。市は、モニタリングの結果、事業者の提供するサービスが所定水準に達していないと認められる場合、改善勧告を行い、状況を改善することができない又は事業者が改善勧告に従わない場合は、委託料の減額又は契約解除等の措置を行う。

(2) 費用の負担

市が実施するモニタリングに係る費用は市が負担し、事業者が自ら実施するモニタリング及び報告書類作成等に係る費用は、事業者の負担とする。

(3) モニタリングと減額の対象となるサービス

モニタリングと減額の対象となる業務は以下のとおりとする。

モニタリング対象となる業務	減額措置	改善手続き
運營業務 <ul style="list-style-type: none"> ・業務開始前の引継業務 ・食数調整業務 ・食材調達・検収補助業務 ・調理等業務 ・衛生管理業務 ・給食配送・回送業務 ・洗浄・残滓等処理業務 ・学校配膳業務 ・各種備品の保守管理等業務 ・見学・試食会受け入れ業務 ・その他業務 ・事業終了時の引継業務 	運営及び維持管理にかかる委託料の減額	<ul style="list-style-type: none"> ・改善勧告 ・業務担当者、業務実施企業の変更 ・契約解除
維持管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・業務開始前の引継業務 ・建築物の保守管理業務 ・建築設備保守管理業務 ・外構等保守管理業務 	運営及び維持管理にかかる委託料の減額	<ul style="list-style-type: none"> ・改善勧告 ・業務担当者、業務実施企業の変更

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調理設備等保守管理業務 ・ 清掃業務 ・ 警備業務 ・ 計画修繕業務 ・ 経常修繕業務 ・ 事業終了時の引継業務 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約解除
--	---	--	--

2 モニタリングの方法

(1) 事前モニタリング

市は、対象業務の開始前に、事業者が提供するサービス業務の実施体制・計画が、所定水準を達成することが可能か、次のとおりモニタリングを実施する

対象業務	提出書類	モニタリング方法
維持管理業務	要求水準書で規定される書類一式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書類確認 ・ 現場確認 ・ ヒアリング
運營業務	要求水準書で規定される書類一式	

(2) 月次モニタリング

事業者は、自らの責任により、構成企業が行う各業務の実施状況についてモニタリングを行う。

事業者は、モニタリング結果に基づき、毎月業務報告書(月報)を作成し、市に提出する。業務報告書に記載されるべき具体的な項目及び内容は、市と事業者で協議し決定する。

市は、毎月業務報告書(月報)を確認するほか、必要に応じて業務現場への立ち入り検査や事業者へのヒアリングを行い業務実施状況の確認をする。

(3) 四半期モニタリング

事業者は、自らの責任により、構成企業が行う各業務の実施状況についてモニタリングを行う。

事業者は、モニタリング結果に基づき、業務報告書(四半期報告書)を作成し、市に提出する。業務報告書(四半期報告書)に記載されるべき具体的な項目及び内容は、市と事業者で協議し決定する。

市は、業務報告書(四半期報告書)を確認するほか、必要に応じて業務現場への立ち入り検査やヒアリングを行い業務実施状況の確認をする。

(4) 随時モニタリング

市は、必要と認めるときは、本施設等を巡回し各業務の実施状況を確認・評価する。

市は、改善勧告を行った業務について、業務水準の回復の確認を行う。

市は、必要に応じて、学校関係者等の意見を聴取できるものとする。

(5) 終了時モニタリング

市は、事業期間終了時において、所定水準に示す機能を達成しているか否かのモニタリングを行う。

ア モニタリング対象とモニタリング方法

事業者は、事業期間終了に向け、施設、設備、備品等について、必要に応じて改修又は更新を行う。また、事業期間終了後の改修又は更新の必要性について調査し、市に報告するものとする。

市は事業者に対し、事業期間終了3箇月前までに事前に通知を行い、終了時モニタリングを実施する。終了時モニタリングは、要求水準書及びこれに基づく設計図書等をもとに、本施設の機能が所定水準を達成しているか否かについて行う。

イ 所定水準未達成の場合の措置

市は、モニタリング後、その内容を事業者に通知し、所定水準を達成していないと判断した内容について必要な改善勧告を行う。事業者は、改善勧告に従い必要な改善措置を実施し、所定の期限までに市の確認を受ける。

事業期間終了時まで改善されない場合、市は、事業者が改善を行う場合に想定される適切な費用の限度で、支払未了の委託料の支払いを留保することができる。

3 維持管理業務及び運営業務の所定水準未達成の場合の措置

(1) 改善勧告

モニタリングの結果、所定水準が達成されていない場合は、市は事業者に対して改善勧告を行う。また、改善勧告を行っても改善・復旧がなされない場合は、再度改善勧告を行う。

(2) 改善計画書の提出

事業者は、市からの改善勧告を受けた場合、直ちに改善計画書を作成し、市に提出する。市は、当該計画により事業者が提供するサービス水準の改善・復旧が可能であると認めた場合、直ちにこれを承認する。なお、承認に当たって、市は改善計画書の変更を求めることができる。

また、市は事業者と協議の上、改善時期又は改善の期限を決定する。

(3) 改善・復旧行為の実施及び改善状況の確認

事業者は、市の承認を受けた後、改善計画書に基づき、直ちに改善・復旧行為を実施し、市に報告する。市は、事業者からの改善・復旧の報告を受け、随時モニタリングを実施し、改善・復旧状況を確認する。

改善・復旧の確認ができない場合には、再度改善勧告の手続きを行うものとする。

市は、同一の原因に起因する同一事象で2回以上の改善勧告が必要となった場合は、業務担当者の変更、又は業務実施企業の変更を求めることができる。

また、市は、以下の場合、本契約の一部又は全部を解除することができる。

ア 同一の原因に起因する同一事象で2回以上の改善勧告が出された場合において、再度の通告をしてもなお期限内に事業者が改善計画書を提出しない場合

イ 事業者が提出した改善計画書について、再度の通告をしてもなお期限までに事業者が計画を実施しない場合

ウ 同一の原因に起因する同一事象での改善勧告回数が3回以上となり、改善が不可能と判断される場合

エ 本事業の実施に当たって重大な支障があると明白に認められる場合

(4) 改善費用の負担

所定水準が達成されない場合は、市と事業者は、相互に協力し状況の改善・復旧に努めるものとする。

その後、所定水準が達成されない事態の発生に至った責任の所在を明らかにし、改善に要した費用は、市の責に帰すべき場合は市が負担し、その他の場合にあっては事業者が負担する。

4 減額等の対象

モニタリングの結果により減額等の対象となる支払いは、運營業務及び維持管理業務のサービス対価である委託料とする

5 減額等の措置を講じる事態

事業者の作為又は不作為により、運營業務及び維持管理業務において、次に示す状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

区分		基準	例示
業務不完全履行	レベル1	是正しなければ軽微な影響を及ぼすと想定される場合	<ul style="list-style-type: none">給食提供へ支障が生じる可能性は少ないものの、要求水準及び提案書類を満たすサービスの提供がされていない場合業務報告に不備がある場合その他軽度の業務未実施がある場合
	レベル2	是正しなければ重大な影響を及ぼすことが想定される場合	<ul style="list-style-type: none">給食提供へ支障が生じる可能性がある場合衛生管理が不十分である場合業務報告に重大な不備がある場合（虚偽の内容が含まれる場合や、なすべき報告がされなかった場合、等）その他業務未実施がある場合
提供不全	レベル3	指定時間内に給食を配送できなかった場合	<ul style="list-style-type: none">給食開始時刻から20分以内に配送され、児童生徒が喫食できた場合

	レベル4	給食を一部提供できなかった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・配缶間違い等により、一部の献立を児童生徒が喫食できなかった場合（2品目以上喫食できなかった場合はレベル5とする）
	レベル5	給食を提供できなかった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・給食を児童生徒が喫食できなかった場合
その他重大な問題	レベル6	重大な問題が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・異物混入等により軽症者が発生した場合 ・アレルギー対応食の誤りにより軽症者が発生した場合 ・食中毒事故により軽症者が発生した場合 ・その他、故意又は重大な過失による事故により負傷者が発生する等、重大な問題が発生した場合
	レベル7	非常に重大な問題が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・異物混入等により重傷者や死者が発生した場合 ・アレルギー対応食の誤りにより重傷者や死者が発生した場合 ・食中毒事故により重傷者や死者が発生した場合 ・その他、故意又は重大な過失による事故により重傷者や死者が発生する等、非常に重大な問題が発生した場合

6 ペナルティポイントの加算

(1) 業務不完全履行の場合

ア 業務不完全履行の状態に陥っていることが業務報告書又はモニタリング結果から明らかになったときは、市は、その程度・緊急度等を勘案し、事業者には相当な改善期間を提示する。

イ 事業者は、市の提示する改善期間内にレベル1又はレベル2の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、市の提示する改善期間を経過しても改善されないときは、1日につき、レベル1は1ポイント、レベル2は2ポイントのペナルティポイントを付与される。

なお、同一の原因に起因する同一の事象に対する複数回の改善勧告が行われた場合においては、初回の改善期間を起点としてペナルティポイントを付与することとし、2回目以降に区分が変わった場合は、当該改善勧告の改善期限経過後より新たな区分によりペナルティポイントを付与する。

また、同一の四半期において、同一の事象につき、2回目の改善勧告が行われた場合においては上記ペナルティポイントの2倍、3回目の改善勧告が行われた場合においては上記ペナルティポイントの3倍を加算し、その後も同様に改善勧告の回数で乗じたペナルティポイントを加算する。

(2) 提供不全の場合

事業者は、提供不全の状態に陥ったときは、1日につき、次のペナルティポイントを付与する。同日に異なるレベルの提供不全があった場合は、各レベルのペナルティポイントを加算する。

なお、同一の四半期において、同一の学校における同一の事象につき、2回目の改善勧告が行われた場合においては上記ペナルティポイントの2倍、3回目の改善勧告が行われた場合においては上記ペナルティポイントの3倍を加算し、その後も同様に改善勧告の回数で乗じたペナルティポイントを加算する。

影響を受けた給食数の割合 ※	ペナルティポイント		
	レベル3	レベル4	レベル5
10%未満	1	3	5
10%以上 30%未満	2	5	7
30%以上		7	9

※ 影響を受けた給食数の割合=(当該給食提供日において遅配、一部未提供又は未提供の給食数の合計数)/(実施給食数)

(3) その他重大な問題の場合

レベル	ペナルティポイント
レベル6：重大な問題が発生した場合	30
レベル7：非常に重大な問題が発生した場合	40

なお、食中毒が発生した場合で、営業停止期間を伴う場合(当該食中毒事故発生日、営業停止期間が 2 四半期にまたがる場合を含む。)であっても、ペナルティポイントは 1 食中毒事故につき 40 ポイントを超えないものとする。

7 ペナルティポイントを加算しない場合

- ・ 予め市の承諾を得た作業等を行った結果による場合、市の責めに帰すべき事由による場合
- ・ 教職員、児童生徒の責めに帰すべき事由による場合
- ・ 不可抗力又は法令変更による場合
- ・ 第三者の事由(食材納入遅延、回避不可能な交通混雑、事業者に過失のない交通事故など)による場合

8 優れたサービス提供に対してペナルティポイントを減算する対象となる事態と減算方法

事業者が優れたサービスを提供した以下の(1)に該当する場合には、事業者の求めに応じてペナルティポイントを減算することがある。なお、減算による救済措置は、各四半期につき最大 5 ポイントとし、「その他重大な問題」が生じた場合には適用できないものとする。事業者の求めを受けた場合、市は毎四半期の報告書提出後の 7 日以内に減算するポイント数を事業者へ通知する。

(1) モニタリングの結果、維持管理・運營業務において、所定水準を上回る水準の個別サービスが提供された次に例示するような場合には、各四半期のペナルティポイントを最大 5 ポイント減算する救済措置を受けることができる。

- ア 食材の納入が遅れ、給食提供に影響が及ぶ可能性がある場合において、事業者が市に協力し、影響を最小限に食い止めた場合
- イ 不可抗力による災害に際して、事業者の創意工夫と努力によって、給食提供サービスを維持、あるいは速やかに復旧した場合
- ウ 本市の他の給食調理施設が、建て替え工事又は改修工事等により給食

提供ができない間、当該給食調理施設の所管の学校に給食を提供した場合等

9 サービス対価の減額

委託料の支払いに際しては、当該四半期のペナルティポイントの合計を計算し、以下の計算式及び下表に従って、委託料の減額の有無及び金額を決定し、減額がある場合には当該支払期日の支払額を事業者に通知する。

事業者は、減額について異議がある場合には、市に対して書面で申し立てることができる。

当該四半期に加算されたペナルティポイントは、当該四半期における委託料の支払いについてのみ適用され、次の四半期に持ち越しされない。

減額措置が決定した際に、既に対象となる委託料の支払いが行われている場合には、算定された減額分を次期の委託料から差し引く。

【計算式】 当該四半期の委託料 × 減額率 = 減額金額 (1円未満切り捨て)

ペナルティポイント 合計	減額率の計算方法	減額率の範囲
5ポイント未満	減額無し	
5ポイント以上 30ポイント未満	5ポイントで減額率 1.0%。さらに5ポイント を超えて1ポイント増え るごとに減額率1.0%増加	1.0%～25.0%
30ポイント以上 40ポイント未満	30ポイントで減額率 25.0%。さらに30ポイン トを超えて、1ポイント増 えるごとに減額率2.0%増 加	25.0～45.0%
40ポイント以上	45%にて固定	45% (さらに、当該四半期分 の委託料の支払い停止 ※)

※ 支払い停止の措置が発生した場合、翌四半期以降で初めて四半期のペナルティポイントの合計が20ポイント以下となった四半期分の委託料に、支払い停止措置が発生した四半期の減額措置後の委託料を加算して支払う。ただし、当該加算が年度を跨いだ場合は、市の予算措置がされた後の四半期に加算する。

1 0 合計ペナルティポイントの連続発生に伴う支払い停止

2 四半期連続して各四半期のペナルティポイントの合計が 30 ポイント以上になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 上記「8 サービス対価の減額」に掲げるサービス対価の減額の措置に加え、当該連続する 2 期目の四半期の委託料の事業者に対する支払いを停止する。

(2) この場合、当該連続する四半期以降の四半期において、ペナルティポイントが 15 ポイント以下になった場合、ペナルティポイントが 15 ポイント以下となった四半期の委託料に、支払い停止となった四半期の委託料を加算して支払う。ただし、当該加算が年度を跨いだ場合は、市の予算措置がされた後の四半期に加算する。

1 1 その他の業務の不完全履行等における委託料の減額について

契約書に規定する付与すべき保険、経営状況の報告、その他の運營業務又は維持管理業務に含まれない業務について、不完全履行等があった場合には、本別添資料 2 の規定を準用する。

1 2 運營業務実施企業の変更等

市は、以下に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、催告を要せず直ちに運營業務実施企業の変更を求めることができる。

(1) 2 四半期連続して支払い停止の措置が発生した場合

(2) 運營業務を行う者の責めに帰すべき事由により食中毒、アレルギー対応の誤り等による重大な事故(死者又は重傷者の発生)による場合

市は、上記により運營業務実施企業の変更を行った後に、再度支払停止の措置が発生した場合には、催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

別添資料5 事業者が付保する保険

事業者は、以下の要件を満たす保険を、事業者の費用負担において付保するものとする。ただし、保険の名称等を含めその詳細については事業者の提案によるものとする。

(1) 第三者賠償責任保険（類似の機能を有する保険等を含む。）

保険の対象：運營業務及び維持管理業務に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害

補償限度額：対人：1名当たり1億円、1事故当たり10億円以上、対物：1事故当たり1億円以上

保険期間：運營業務及び維持管理業務の開始から満了日まで

被保険者：事業者、下請け業者を含む業務実施者、市

(2) 配送車の賠償保険

保険の対象：給食配送・回収業務に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害

補償限度額：対人：無制限、搭乗者：1事故当たり1,000万円以上、対物：1事故当たり1,000万円以上、車両：1事故当たり200万円以上

保険期間：運營業務及び維持管理業務の開始から満了日まで

被保険者：事業者、下請け業者を含む業務実施者、市

※上記以外は事業者の提案による。

(上記以外の想定例)

- ・生産物賠償保険
- ・総合賠償責任保険(食中毒、異物混入、アレルギー発症含む)
- ・企業費用・利益総合保険
- ・調理設備に係る保険